

平成29年7月3日

地方公務員災害補償基金

各 支 部 長 殿

地方公務員災害補償基金

理事長 有 岡 宏

(公 印 省 略)

平成28年度確定負担金の算定等について

地方公共団体等からの負担金の収納につきましては、常々御配慮をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、確定負担金に係る報告等については、毎年9月末日までとなっております。

つきましては、下記事項に御留意のうえ、貴管内の地方公共団体等に対し、貴職から必要事項を通知していただくとともに、過不足額がある場合には、その処理手続きについて、御指導方よろしくお願いいたします。

記

- 1 各支部においては、地方公共団体等（以下「団体」という。）から確定負担金報告書（別紙様式第13号）を徴し、これに基づき確定負担金に関する職種別調査表（別紙様式第12号）及び確定負担金総括表（別紙様式第14号）を作成し、これを10月6日（金）までに本部に提出されたい。（職種別調査表及び確定負担金総括表は、基金業務総合処理システムにおいて作成し、本部に送信されたいこと。）

ただし、メリット制が適用となる団体分については、上記にかかわらず別添の「平成28年度確定負担金報告書（別紙様式第13号）（写）」を9月22日（金）までに本部に提出（必着）されたいこと。今回提出される係数によってメリット制の収支率を算定することになるので誤りがないよう係数の精査に努められたいこと。

なお、別紙様式第13号を本部に提出する場合は、必ず1つの団体について当該団体の合計分を作成の上、提出するよう特に留意すること。（団体から部局ごとに提出を受けている場合は、必ず合計分を作成し、団体合計分の別紙第13号

様式を提出すること。)

- 2 団体数及び職員数は、平成29年3月31日現在の団体数及び在職職員数によるものであること。
- 3 各団体から提出された確定負担金報告書に基づく、確定負担金に関する職種別調査表及び確定負担金総括表の作成、提出にあたっては、数値に誤りのないよう精査されたいこと。
- 4 確定負担金報告書（別紙様式第13号）の「算定基礎」の「給与総額」の単位は「円」であり、職種別調査表（別紙様式第12号）の「給与総額」の単位は「千円」であるので、単位の誤りがないように特に留意すること。
- 5 確定負担金の算定は、平成28年度の決算に基づいて行うこととなるので、団体からは、決算書又は人件費明細書を徴して確認を行うこと。その際、選挙費など必ずしも毎年計上されていない給与（時間外勤務手当等）の算入漏れがないよう注意していただきたいこと。

なお、その算定は、当該団体の全職員の給与総額を職種区分ごとに集計し、算定するよう指導されたいこと。
- 6 算定した平成28年度確定負担金額が、既に納付済みの平成28年度概算負担金額を下回った場合は、原則として、その過納額を当該団体に還付するものであるが、特に平成30年度概算負担金に充当することを希望する団体がある場合には、その旨を確定負担金報告書に記載すること。

また、精算の結果、不足額が生じた場合には、その不足額を納付することとなるが、当該不足額が100円未満の団体は、納付しなくても良いことになっている。しかしながら、その場合においても確定負担金報告書には、100円未満の団体の不足額も記載するものであること。

なお、不足額の納付が必要な団体に対しては、その速やかな納付を指導されたいこと。
- 7 支部は、納付された不足額を、過納額の還付を希望している団体への還付資金に充てるものとする事。

なお、不足額の合計額が還付金の合計額を上回る場合には、その差額を速やかに本部に送金するものとする事。

また、還付金の合計額が不足額の合計額を上回る場合には、その差額分を還付請求書（還付請求額、振込先銀行名、口座番号、口座名義人を明示したもの）により本部に請求すること。
- 8 メリット制適用団体にあつては、本部より通知のあつた平成28年度メリット負担金率によって負担金額が積算されるものであるため、第13号様式において「負担金割合」の欄が正しく記載されているか確認を取る必要があること。